

令和4年10月31日

環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品 (カナダを原産地とするもの) についての発動期間

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品(カナダを原産地とするもの)について、同条第1項に規定する発動期間を下記のとおり公表する。

記

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで